

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和7年5月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250529	湖東バス有限公司 (法人番号 5410002005570) 代表者 越高直人	秋田県南秋田郡五 城目町字鶴ノ木64番 地の13	本社営業所	秋田県南秋田郡五城目 町字鶴ノ木64番地の13	輸送施設の使用停止(35日車)、文書警告及び文書勧告	道路運送法(以下「運送法」)第23条第3項、運送法第27条第3項	令和6年11月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた(1)運行管理者の選任解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第1項、第2項)、(3)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(運輸規則第24条第2項)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録義務違反(運輸規則第25条第3項)、(6)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者選任(変更)の届出違反(運輸規則第45条及び車両法第52条)、(10)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条及び車両法第48条)、(11)指導主任者の転任退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。